

食品衛生法に基づく暫定規制値 (平成23年3月17日～)

放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種: ^{131}I)	飲料水、牛乳・乳製品(注)	300Bq/kg
	野菜類(根菜、芋類を除く。)、 魚介類(23年4月5日～)	2000Bq/kg
放射性セシウム	飲料水、牛乳・乳製品	200Bq/kg
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	500Bq/kg
ウラン	乳幼児用食品、飲料水、牛乳・ 乳製品	20Bq/kg
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	100Bq/kg
プルトニウム及び超ウラ ン元素のアルファ核種 (^{238}Pu , ^{239}Pu , ^{240}Pu , ^{242}Pu , ^{241}Am , ^{242}Cm , ^{243}Cm , ^{244}Cm 放射能濃度の合計)	乳幼児用食品、飲料水、牛乳・ 乳製品	1Bq/kg
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	10Bq/kg

(注) 100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること
 「野菜類」には、葉菜、果花菜、きのこ、果実、海藻、根菜、芋類が含まれる。
 「穀類」には、米、豆類等、可食部が地上部にあって殻で覆われている食品群が含まれる。
 「肉・卵・魚・その他」には、茶、介類が含まれる。

食品安全委員会資料

食品の暫定規制値設定の考え方等について

- 食品衛生法に基づく放射性物質に関する現行の暫定規制値の設定は、以下のような考え方により実施されている。
 - ①食品からの被ばくに対する年間の許容線量(mSv)を設定し、食品カテゴリーごとに割当てを行う。
 - ②汚染された食品を食べ続けた場合等の前提条件を置いた上で、設定した線量を超えないよう、食品カテゴリーごとの摂取量等をもとに、規制値(Bq/kg)を算出。
 ※例えば、成人、幼児、乳児それぞれの摂取量や感受性にも配慮し、年代別に得られた限度値の中で最も厳しい数値を全年齢に適用。
- 暫定規制値に基づき都道府県等による検査が行われ、規制値を超えるものが発見された際には、食品衛生法に基づき、流通しないよう対応している。
 ※ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の措置については、原子力災害対策本部が決定。

例) 現行の暫定規制値における、放射性セシウムに係る規制値の設定方法

許容線量 5ミリシーベルト/年※	食品カテゴリー	年代別に摂取量と感受性を考慮し限度値(Bq/kg)を算出				規制値
		成人	幼児	乳児	最小値	
各食品カテゴリーに 1ミリシーベルトずつ割当て	1mSv 飲料水	201	421	228	201	200Bq/kg
	1mSv 牛乳・乳製品	1660	843	270	270	200Bq/kg
	1mSv 野菜類	554	1686	1540	554	500Bq/kg
	1mSv 穀類	1110	3830	2940	1110	500Bq/kg
	1mSv 肉・卵・魚・その他	664	4010	3234	664	500Bq/kg

※許容線量5 mSv/年という数値は、暫定規制値が準用している原子力安全委員会策定の「飲食物摂取制限に関する指標」に基づいており、今後新たな規制値を設定する際には、許容線量をどのようにするかが課題となる。なお、食品の国際規格策定機関であるコーデックス委員会では、原発事故後に適用するガイドライン値について、1989年には5 mSv/年、2006年には1 mSv/年を超えないように設定している。

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会資料

暫定規制値見直しの動き

「食品中の放射性物質の規制値の設定について」(抜粋)

(平成23年10月28日 事務連絡 厚生労働省医薬食品局食品安全部から都道府県等宛)

新たな規制値については、今後、必要な手続きを経た上で、平成24年4月を目途に施行する予定です。

新たな規制値設定のための基本的な考え方 — 厚生労働大臣発言要旨(平成23年10月28日閣僚懇談会) —

- 1 現在の暫定規制値は、食品から許容することのできる線量を、放射性セシウムでは、年間5ミリシーベルトとした上で設定している。この暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、厚生労働省としては、より一層、食品の安全と安心を確保するため、来年4月を目途に、一定の経過措置を設けた上で、許容できる線量を年間1ミリシーベルトに引き下げること基本として、薬事・食品衛生審議会において規制値設定のための検討を進めていく。
- 2 年間1ミリシーベルトとするのは、
 - ① 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること
 - ② モニタリング検査の結果で、食品中の放射性セシウムの検出濃度は、多くの食品では、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること
 から、国民の皆さまの御意見の大勢を踏まえ、多くの専門家の御意見も伺った上で、判断したものである。
- 3 今後、こうした考え方を基本として、
 - ① 子どもへの影響について具体的にどのような配慮を行うか
 - ② 規制値を設定する際の食品のカテゴリとその割り当て方法をどうするか
 - ③ 放射性セシウム以外の放射性元素の取扱いをどうするか
 等について科学的知見に基づく検討を進めていく。

主な論点と対応の方向

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会資料

決定すべき論点	対応の方向
○許容できる線量(介入線量レベル)について (暫定規制値は、原子力安全委員会の「飲食物摂取制限に関する指標」に基づいており、緊急時の値として放射性セシウムは、年間5ミリシーベルトになっている)	○以下の点を考慮し年間1ミリシーベルトとしてはどうか ・食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標では、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること ・モニタリング検査の結果を確認すると、食品中の放射性セシウムの検出濃度は、多くの食品では、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること
○規制値設定対象核種について (暫定規制値は、「放射性ヨウ素」「放射性セシウム」「ウラン」「プルトニウム及び超ウラン元素のα核種」に規制値を設定)	○検査の実効性の観点から、規制値は放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137)を中心として設定する ○その他の放射性核種による影響は、食品中における放射性セシウムとの比(スクーリングファクタ)を用いることによって考慮してはどうか ○放射性ヨウ素の検出は無くなっているため、現在の状況が継続するならば必要ないのではないかと
○規制値を設定する食品区分とその取扱いについて (暫定規制値は、「飲料水」「牛乳・乳製品」「野菜類」「穀類」「肉・卵・魚・その他」の5区分に規制値を設定)	○適切な食品区分のあり方についてどのように考えるか ○食品加工(濃縮、除去、乾燥等)による放射性核種濃度の変化について考慮し、実際に規制を行う性状についてどのように考えるか
○子どもへの影響に対する具体的な配慮について (暫定規制値は、年代別に、放射線への感受性や摂取量を踏まえて限度額を算出し最も厳しい値を採用。100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない)	○内閣府の食品安全委員会の食品健康影響評価書において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性(甲状腺がんや白血病)」が指摘されたことや各方面からの意見を踏まえ、具体的にどのような配慮を行うべきか

※ これらの他、新たな規制値において経過措置を設ける際の対象とする食品や期間についても検討課題。